

会 議 録

会 議 録	令和 7 年度山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会（第 1 回）	
開 催 日 時	令和 7 年 7 月 3 日（木） 1 4 時 0 0 分～1 5 時 3 0 分	
開 催 場 所	市役所 3 階大会議室	
出 席 者	山陽小野田市福祉員の会連絡協議会 特別養護老人ホーム長寿園 地域密着型介護事業所そらり 高千帆苑在宅介護支援センター 山陽小野田医師会 介護保険被保険者代表 山陽小野田市民生児童委員協議会 社会福祉法人健仁会 サンライフ山陽在宅介護支援センター 長寿園居宅介護支援事業所 安部慎一郎 上村篤子 上村誉恵 大塚美和子 佐藤智充 土井さつき 中村尚子 西嶋美子 山高正義 渡邊結子	
欠 席 者	山陽小野田市社会福祉協議会 森重陽子 デイサービス有帆 山口辰也	委 員 数 1 2 人 出席者数 1 0 人 欠席者数 2 人
事務担当課 及 び 職 員	福祉部長 尾山貴子、福祉部次長 石田恵子 福祉部次長兼高齢福祉課長 田尾忠久 高齢福祉課技監（地域包括支援センター所長）荒川智美 高齢福祉課課長補佐 竹内広明 地域包括支援センター所長補佐 岡手優子 介護保険係係長 別府奈緒美 高齢福祉係係長 藤永一徳 地域包括支援センター主任 高岡潮理 地域包括支援センター主任 山形香英	
会 議 次 第	1 福祉部長挨拶 2 議事 (1) 地域包括支援センターの事業評価における全国集計について (2) 令和 7 年度指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業者について (3) 令和 7 年度山陽小野田市地域包括支援センター事業計画について (4) 令和 7 年度認知症初期集中支援チーム活動計画について (5) 地域包括支援センターの委託について (6) 地域包括支援センターの職員配置について 3 その他	
会 議 結 果	1 について	

	福祉部長が挨拶を行った。 委員の異動等に伴い２人の委員が変更となり辞令を交付する。 昨年度の会議で会長に選任された萩田委員が佐藤委員に変更となり、事務局案として、会長に山陽小野田医師会の佐藤委員を提案する。 委員の賛成にて、会長を佐藤委員に決定。 会長があいさつを行った。 ２（１）について 事務局が資料１を用い、事業評価における全国集計について説明を行った。 ○質疑・意見 委員：地域ケア会議の運営方針について、運営方針を周知できていないとのことだが、今後どのように周知していくのか。 事務局：この運営方針の評価指標、周知の対象が３つあり、当センター職員、会議参加者、地域の関係機関になっている。包括支援センターの職員には周知ができており、会議参加者については、本日の会議の資料３にて示させていただく。地域の関係機関に対しては現在、周知ができていないという判断である。今後どのようにという点で、これから検討させていただきたいと思っている。 ２（２）について 事務局が資料２を用い、令和７年度指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部委託する指定居宅介護支援事業所について説明を行った。 ○質疑・意見 委員からの質疑はなかった。 ２（３）について 事務局が資料３・４・５を用い、令和７年度山陽小野田市地域包括支援センター事業計画について説明を行った。 ○質疑・意見 委員：資料７、８ページのフレイル予防大作戦について大変とても良い取組だと思う。出前講座をリニューアルとあるが講師はどなたがされるのか。
--	--

	事務局：全体的な内容は主に保健師が行うが、フレイル予防の運動、栄養、口腔ケアなどについては、リハビリ専門職や、管理栄養士、歯科衛生士等と連携して実施している。 委員：フレイル予防について、いきいき 100 歳体操は山陽小野田市内で約 80 か所の会場がしていると思う。現在も、会場で聞きたい内容を地域包括支援センターに相談すると出前講座で対応してもらっている。仁保の上自治会でも、口腔ケア、薬、認知症など、色々な話を聞いた。3 人以上集まれば、対応できると聞いているので、地域でどんどん活用されると良いと思う。 委員：在宅医療介護連携推進事業の A C P、人生会議の周知はうまくいっているのか。 事務局：「もしもの時わたしの思いを伝えるカード」は昨年作成し、お披露目は、令和 6 年 12 月に A スクエアで開催した在宅医療と介護の普及啓発の講演会にて、エンディングカードという映画の上映会と合わせて、市民の方、関係者の方、約 200 名の方に説明をした。その後、専門職の方が集まる在宅介護医療連携推進研修会やケアマネジャー連絡会等を通じて周知はしているが、広くという意味では課題があると考えているため、もし何かご提案やご意見があれば、お聞かせいただければと思う。 委員：実際、がん末期の方が入院する際に行政の人とも関わるが、本人からなかなか言うことがなく、主には家族、息子、娘が口火を切るしかないと思っている。私であれば、イメージしやすい動画等を作成し、Q R でいつでも、本人、家族が見れる形がよいのではと思う。エンディングカードに書いて常に持ち歩くのは難しいように思う。デジタル的なものも活用できればよいと思う。 委員：エンディングカードの活用について、私たちは自分で書けるが、認知症の方はなかなか書けないと思う。私は姉のため
--	--

	にこのカードを使っている。姉の代わりにカードを記入し、お薬手帳の間に挟んで活用している。お薬手帳を出してカードを見られた職員の方は驚かれていた。このような使い方もよいのではないかと思う。 委員：事業計画について、7年度計画の件数が上がっているが、6年度と比較し、どのくらいの目標を持っているのかが分かると良い。住民運営通いの場や認知症サポーター、見守りネット山陽小野田の登録者数等、数字の記載がなくても、説明の中で分かるようにしていただきたい。 2 (4)について 事務局が資料 6・9・別紙 2 を用い、令和 7 年度認知症初期集中支援チーム活動計画について説明を行った。 ○質疑・意見 委員からの質疑はなかった。 2 (5)について 事務局が資料 7 を用い、地域包括支援センターの委託について説明を行った。 ○質疑・意見 委員からの質疑、意見はなかった。 2 (6)について 事務局が資料 8 を用い、地域包括支援センターの職員配置について説明を行った。 委員：令和 8 年 4 月からの予定で、3つの職員配置基準にした場合、複数のセンターの担当する区域の第 1 号被保険者数を合算することとあるが、市内全員という理解でよいのか。 事務局：はい。複数のセンターを合算した数の配置基準ということになる。 委員：その場合、トータルで最低、職員は何人になるのか。 事務局：基準では、第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき職員数が、介護保険法の施行規則に定められている。現在、約 21,000 人切るぐらいの 65 歳人口になるため、おおむね 3 職種は最低 4 人となり、資料 7-2
--	--

	のような配置基準を考えている。 委員：最低 3 職種 4 人ということは、12 人となるのか。 事務局：はい。3 か所かける 4 人で 12 人となる。 委員：常勤換算となるのか。 事務局：今後、この職員配置基準を適用するとなると、常勤換算でもよいことになる。 委員：今後、委託があった場合は、全体的に考えた人員基準を適用されるという考え方の理解でよろしいか。 事務局：はい。全体的に基準を満たすように配置を考えていくということになる。 委員：委託を今から募集するとのことだが、これが決まれば、サブセンターは廃止ということになるということによいか。 事務局：はい。受託法人が決定した際には、サブセンターは廃止というふうに考えている。 委員：その場合、出向している職員については、各法人に戻ることによいか。 事務局：はい。出向していただく必要がなくなるという理解となる。 委員：今後、どうなるか分からないが、現在、サブセンターは在宅介護支援センターに委託されているという理解で、契約書もそのようなになっていたと思う。そのサブセンターを委託しないとなると、在宅介護支援センターは、老人福祉法に基づき設置されているが、そのまま残してもいいという理解でよろしいか。 事務局：はい。市が設置をしているものではないと理解をしており、それぞれの法人のお考えでよろしいかと考えている。 委員：理解した。 ～ 閉会 ～
--	---

